● 防火運動の起源	した。
らって行われるようになったといわれています。日本における火災予防運動は、アメリカにな	》 火
アメリカでは、1871年10月に発生したシカゴ	年中行
大火の4月年に際し、改めて、火災予防の必要性	時局の変
を一般に認識させようと、1911年10月9日に	の強いも
「火災予防デー」が行われました。日本において	主として
も、明治時代の後期になると、「火の用心」のビラ	その後、
を配ったり、「防火講演会」を実施するなど、警火	アメリカ
心を喚起していました。全国統一防火運動のきっ	(連合軍線
かけとなったのは、昭和2(1927)年に大被害	災予防運
をもたらした北丹後地震で、この地震の3周年に	自治体
あたる、昭和5(1930)年3月に近畿地方の二	年からは、
府三県が参加して、第1回防火運動を実施しまし	を、春と
た。	28 (1 9 5
同年12月には、関東地方で第2回防火運動が行	とし、昭和
われ、東京では、新聞やデパート・興行場での宣	から2週
伝、防火にちなんだラジオドラマや消防車のパ	年に秋期
レード、そして、飛行機からマッチに至る様々な	には春期を
媒体を利用した宣伝が繰り広げられ、防火講演会、	にわたり

防火運動の起源や火災予防の運動の移り変わりを理解して、防火対策をしましょう。

房器具などの火を使用したりする機会が増え、火災が発生しやすくなります。

改めて、

11月9日㈱から11月15日㈱は火災予防週間です。これからの季節は、空気が乾燥したり、

●火災予防運動の移り変わり

1として行われるようになりました。3局の変化により、空襲に対処するための戦時色3局の変化により、空襲に対処するための戦時色3日の変化により、空襲に対処するための戦時色3日のです。

目前に当ちずきました習出しお日本、「ティンク予防運動として行われました。(メリカと同じ10月21日から1週間を、GHQその後、終戦の年、昭和20(1945)年には、

わたり予防運動を行っています。 (1953)年には、秋期を11月9日からとして、それぞれ1週間(1953)年には、秋期を11月9日から、翌平成2(1990)年に、昭和30(1955)年には、春期を2月末日、春と秋の2回に分けて行うようになり、昭和からは、それまで秋期の1回だけであったもの自治体消防が発足した翌年の昭和24(1949)

や力の弱い人でも簡単に使用できます。

具が最適です。小型で軽量ですので、お年寄り

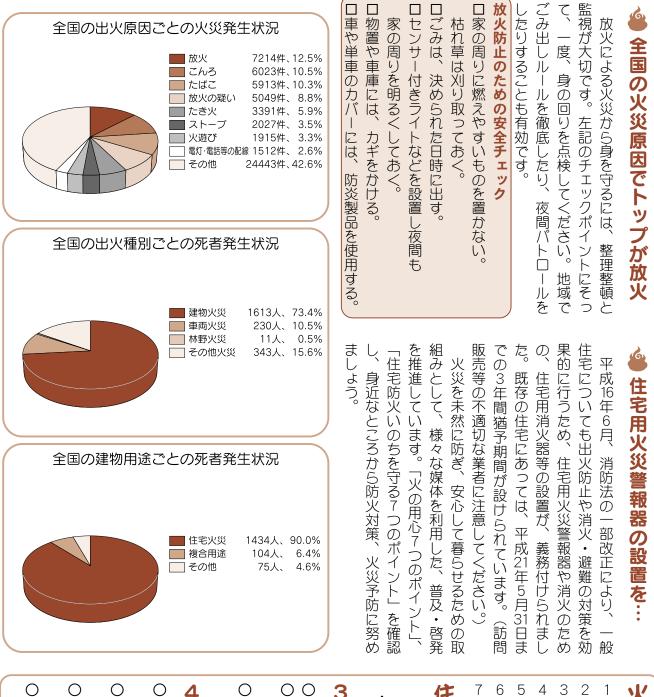
●火のそばを離れない

2

あましょう。 めましょう。 やのましょう。 もし出火してしまった場合は、 います。少しだけならと火のそばを離れるのは、 います。少しだけならと火のそばを離れるのは、 います。少しだけならと火のそばを離れるのは、 います。中でも天ぷら油による火災は、危険

①通報 ①通報 ①通報 ①通報 ● 天ぷら油が発火したら通報を ● 天ぷら油が発火したら通報を ● こんろの火を消してから、消火器などで消火。 ● こんろの火を消してから、消火器などで消火。 ● こんろの火を消してから、消火器などで消火。 ● こんろの火を消してから、消火器などで消火。 ● こんろの火を消してから過を覆う ● こんろの火を消しているときは、消火器などで消火。 ● こんろの火を消してから過を覆う ● こんろの火を消しているときは、消火器などで消火。





○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣等を設置する。	〇火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を使用する。	○寝具や衣類からの火災を防ぐために、防炎製品□≧≧でで	②置する。	4つの対策	Oガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火 仮用 prive	を月する。 ○ ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で ○寝たばこは、絶対やめる。	3つの 習慣	3つの習慣・4つの対策	住宅防火いのちを守る	7・ストーブには、燃えやすいものを近づけない。6・電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。5・子どもには、マッチやライターで遊ばせない。	4・強い風のときは、たき火をしない。3・天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。	「捨てをしない。	火の用心 アつのポイント
-------------------------------	------------------------------	-----------------------------	-------	-------	------------------------------------	---	-----------	-------------	------------	---	--	----------	--------------

近所の協力体制をつくる。

3

	火意識の高昜を図ります。	署、上三川分署においては	ます。消防本部、石橋消防	間中管内全域の広報を行い	消防車両等により運動期	6・消防車両による広報	聞を、主要事業所に配布します。	火災予防運動用の防火ポスター及び消防壁新	5.防火ポスター及び消防壁新聞の配布	川分署に掲示します。	懸垂幕及び旗を消防本部、石橋消防署、上三	4・懸垂幕及び旗の掲示	示します。	署、上三川分署、各町庁舎及び主要事業所に掲	立看板用防火ポスターを消防本部、石橋消防	3・立看板の掲示	広報チラシを各家庭に配布します。	自治会長等に協力を依頼し、火災予防運動の	2・住民への広報	秒吹鳴、6秒休止(5回繰り返し))	び午後6時の2回サイレンを吹鳴します。(5	11月9日休から11月15日休まで、午前7時及	1・サイレン吹鳴	このような啓発活動を行います!	石橋地区消防組合では	
ので、	火災をつ	防をす	として	普段	いと思	を心が	③ 避	② 初	① 早	もし	火災警	を防げ	ていた	防止	者が多	高く、	间输	平 成 15	災が増	宅火災	策を推	F		F	石橋	

いたします。	ので、ご協力をお願い	持っていただければ、		普段からの防火意識 署	います。	3 避難	②初期消火	①早い通報	もし火災になった場合には、	火災警報器の設置を推進しています。	を防げます。上三川分署では、各家庭での住宅用	ていただくことにより、逃げ遅れによる被害防止	防止対策としては、住宅用火災警報器を設置し	とがわ	高く、特に、深夜火災では、逃げ遅れによる被害	が、被害に巻き込まれるケースが	平成15年から17年までに千人を超えています。	が増加しており、特に、住宅火災による	減少していますが、全国的には	策を推進しています。上三川町では幸いにも、住	上三川分署では、住宅火災からの死傷者防止対	聞きました	クミモノ	ヒミリト客「ロリト客長こ	石橋地区消防組合石橋消防署
--------	------------	------------	--	-------------	------	---------	-------	-------	---------------	-------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	-----	------------------------	-----------------	-------------------------	--------------------	----------------	------------------------	-----------------------	-------	------	--------------	----------------------

野外焼却は禁止です!

- ●違反すると、5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ●廃棄物の野外焼却については、廃棄物処理法で 次の例外を除いて禁止されています。
- ①火災、霜害などの予防のために必要な廃棄物の焼却②落葉や枯れ枝の焚き火など日常生活上行われる 軽微なもの

③農業を営む上で必要な稲わらや作物殻などの焼却 ④どんど焼きなどの風俗習慣又は宗教上の行事

※これらの場合でも周囲の迷惑にならないよう注 意して行ってください。また、ビニール等は絶 対に燃やさないでください。



▼問い合せ先=住民生活課 生活環境係 ☎569131

	▼場所=上三川通り(県道真岡・上三川線~旧県	▼日時=11月19日间 午前11時30分予定	▼場所=富士山公園 ●通常点検	す。 検終了後には、上三川通りで、分列行進も行いま 点検を11月19日间に富士山公園で実施します。点	また、日ごろの訓練成果を披露するため、通常レードを実施し、火災予防啓発に努めています。各家庭への火災予防チラシ配布や、火災予防パ	上三川町消防団は、火災予防運動周知のため、 がんばってます!
 公務災害補償(消防団活動中に負傷した場合の 公務災害補償(消防団活動中に負傷した場合の 	また、その他の主な待遇は、	●入団後の主な待遇	ます。おけのために色々な活動をしていなく、平常時も地域のために色々な活動をしてい消防団は、火災や災害発生時の消火活動だけで	● 消防団員の主な活動… 持っている非常勤特別職の地方公務員です。	● 消防団とは… ● 消防団とは…	消防団員として活動してみませんか? りでは、地域防災の守り神でもある、消防団員 町では、地域防災の守り神でもある、消防団員

正しい119番のかけ方

①何があったのか? 「落ち着いて、正確に話す」ことが大切です。 もしもの時の119番通報は、左記の要領で

・あわてず、落ち着いて、「火事」か「救急」かを はっきり伝えてください。

②場所はどこか? ・町名・大字をはっきりと!「〇〇町大字〇〇番地」

・住所がわからない時は、目標になる物を!「〇 ○商店の北隣です」

③どのような状況か?

・具体的にはっきりと!「家が燃えています」(燃 えているもの、現在の状況)

④あなたの名前、お使いの電話番号

・出動隊に出動指令をかけた後、状況を確認する ために電話をする場合があります。

再認識し火災を予防しよう

にすれば未然に防げるか。」また、「万が一、火災 してしまいます。財産はもちろん、近年多くの人 い方法です。火災について再認識し、「どのよう の命が火災によって失われています。 家庭や地域で火災について、話してみるのも良 突然の火災によって、多くのものを一瞬に無く

か。」を考え直し、火災を予防しましょう。 ▼ 問 い 合 せ 先 = 石橋地区消防組合石橋消防署上三川分署 **1**56 2564

が発生した時には、どのように対応すれば良い

総務課 交通防災係